

令和7年度 沼田市浄化槽補助金

沼田市浄化槽設置事業費補助金

沼田市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、し尿と併せて生活雑排水を処理する合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付しています。

○対象区域

公共下水道及び農業集落排水施設等の事業区域以外の区域
(※上記区域内の場合は、別途問い合わせ下さい。)

○補助金額

合併処理浄化槽の設置条件、人槽の区分により次の金額を限度として補助金を交付いたします。



令和7年度 沼田市浄化槽設置事業費補助金 限度額

人槽区分	限度額(円)	
	新規設置	転換設置
5人槽	—	374,000
6~7人槽	—	456,000
8~10人槽	—	555,000

新規設置・・・新たに合併処理浄化槽を設置する場合(新築等)

転換設置・・・既存の単独処理浄化槽または、くみ取り槽から合併処理浄化槽に切り換える場合

○補助金を受けるための主な要件

1. 申請者(個人)が継続して生活および居住するための専用住宅に設置する浄化槽であること
2. 過去に補助金を受けて設置した浄化槽の更新(人槽変更や故障等)設置ではないこと
3. 合併処理浄化槽の更新工事ではないこと
4. 申請・立会等の前に浄化槽工事に着手していないこと
5. 設置予定場所が補助対象地域であること
6. 事業が申請年度内に完了し、指定期日までに完成検査を終了できること
7. 浄化槽の継続使用にあたり、法定検査の受検等、適正な維持管理が実施できること
8. 公共事業による補償を受けて新たに設置する浄化槽ではないこと
9. 生活雑排水のみを処理するものではないこと(排水の中にし尿が含まれていること)
10. 市税、水道料金等の滞納が無いこと
11. 転換設置の場合、既存の単独浄化槽またはくみ取り槽を撤去するか雨水貯留槽等として再利用をすること(撤去ができないときでも対象となる場合があるので問合せをしてください。)
12. 宿泊施設関係、医療施設関係、寄宿舎、別荘(継続して居住しない住宅)、建売住宅販売および展示目的の専用住宅、賃貸住宅等に設置するものではないこと など

○提出書類

(1) 工事前(補助金申請の受付は、当該年度12月の最終開庁日まで)

補助金交付申請書、収支予算書、審査機関経由後の浄化槽設置届書の写しまたは建築確認済証の写し、環境保全に関する誓約書の写し、浄化槽の各種認定書、設置場所の案内図・配置図・間取平面図、賃貸人の承諾書、工事請負契約書の写しまたは瑕疵担保に関する誓約書の写し、浄化槽登録証の写し、登録浄化槽管理表(C表)および浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証(市町村用)、工事施工監督者の証明証の写し、誓約書(法定検査)、委任状、市税等の完納証明書等、その他必要と認める書類。

(2) 申請内容に変更が生じたとき

変更承認申請書(変更時すみやかに提出)

完成期日に完成しない場合は、期日前に変更承認申請が必要。

令和7年度 沼田市浄化槽補助金

(3) 完成時

実績報告書、収支決算書、請求書及び領収証の写し、浄化槽保守点検および清掃業者との業務委託契約書の写し、浄化槽法 第7条検査依頼書の写し、設置工事管理確認書、施工状況を証する工事写真、宅内配管工事実績内訳書、その他必要と認める書類

(完成時に提出する書類は「工事が終了した日から30日以内」または「当該年度の3月20日以前の開庁日まで」のいずれか早い日に提出)

(4) 補助金の請求

補助金交付請求書、補助金の振り込み先金融機関名・口座番号等がわかる書類

転換加算の補助金

上記補助金に加え、「**転換設置工事**」の申請を行う方は、下記の転換加算補助金を申請することができます。(既存の単独処理浄化槽またはくみ取り槽を適切に処理すること等が必要になります)

転換加算の補助金を申請する場合、申請時及び完成時に必要な書類が追加となりますのでご注意ください。詳しくは申請様式等をご確認ください。

①宅内配管補助金

●補助金額

宅内配管工事に係る費用。上限300,000円(補助金額千円未満の端数は切り捨て。)

※家屋の外の浄化槽までの流入管及び浄化槽から最終放流先までの放流管が補助対象となります。

(外部配管・点検ます・検査ます・浸透櫛の材料費及び設置費、既設配管の撤去費及び処分費が対象)

[注意事項]

- ①補助金は、予算の範囲内で交付いたします。受付期間内であっても、予算が終了した時点で申請受付は終了となりますのでご注意ください。
- ②必ず工事着手前に申請してください。申請後に着工前立会を行います。未申請で着手しますと補助金は交付されません。
- ③申請は個人でも可能ですが、専門的な書類や図面等の添付が必要となりますので、浄化槽工事の資格を有した業者さんに相談することをおすすめします。なお、沼田市ホームページより「交付要綱」、「注意事項」、「各種様式」がダウンロードできますのでご利用下さい。また、詳細については下記担当課まで問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

沼田市役所 都市建設部 上下水道整備課 下水道係
〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地
電話：0278-23-2111 FAX：0278-24-5179